

桑名市景観計画策定に係る資料編

桑名市景観計画策定委員会 設置要綱

(設置)

第1条 桑名市景観計画を策定するにあたり、市民が桑名市特有の景観を認識し、これらの誇りある景観資源を守り、育てる心を育むため、かつ景観資源の保全・活用のための積極的な取り組みを行う景観まちづくりの実現にむけて、景観施策を推進していくため桑名市景観計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項について審議検討する。

- (1) 桑名市景観計画の策定に関すること。
- (2) 桑名市景観条例（案）等に関すること。
- (3) その他委員会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 委員会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する者をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募による市民
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該景観計画策定完了の日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させて意見を求めることができる。
- 4 会議は公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、委員会に諮ったうえで公開しないことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、桑名市都市整備部都市整備課まちづくり景観室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月20日から施行する。

桑名市景観計画策定委員会名簿

(順不同、敬称略)

役割	氏名	備考
会長	浅野 聰	三重大学大学院工学研究科建築学専攻准教授
副会長	鈴木 賢一	名古屋市立大学大学院芸術工学研究科教授
委員	五十部 秀雄	公募
委員	稻垣 享一	三重県建築士会桑名支部副支部長
委員	小笠原まき子	三重県屋外広告美術協同組合理事長
委員	奥野 美樹	公募
委員	関 正明	中部電力株式会社桑名営業所長(平成19、20年度)
委員	南部 時英	桑名市農業委員会会长
委員	西羽 晃	桑名市文化財保護審議会会长
委員	福田 豊	公募
委員	水谷 正	桑名三川商工会会長
委員	宮武 仁	公募
委員	山本 哲也	中部電力株式会社桑名営業所長(平成21、22年度)
委員	吉田 勝利	桑名商工会議所専務理事
アドバイザー	篠原 修	政策研究大学院大学教授
アドバイザー	吉村 壽夫	桑名市都市計画審議会会长
委員	田村 隆	国土交通省中部地方整備局建政部公園調整官(平成19年度)
委員	黒澤 伸行	国土交通省中部地方整備局建政部公園調整官(平成20、21年度)
委員	望月 一彦	国土交通省中部地方整備局建政部公園調整官(平成22年度)
委員	伊藤 隆	三重県県土整備部景観まちづくり室長(平成19年度)
委員	日沖 正人	三重県県土整備部景観まちづくり室長(平成20、21、22年度)
委員	田口 芳直	桑名市観光プロデューサー(平成19、20、21年度)

※備考欄()書き内の年度は、桑名市景観計画策定委員として委嘱を受けた年度を示します。

桑名市景観計画策定委員会 経過

委員会	時 期	審 議 事 項
第1回	平成19年10月24日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・桑名市景観計画策定委員会について ・景観法について ・桑名市景観計画策定の位置づけについて
第2回	平成19年11月27日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・三重県景観計画の紹介 ・三重県景観計画と桑名市における景観行政との関係について ・桑名市における景観資源の状況について
第3回	平成20年2月4日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・桑名市の景観特性について ・景観計画区域の地区区分の考え方について ・地区別の景観特性について
第4回	平成20年5月15日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・桑名市景観計画策定の背景と目的について ・景観計画区域の地区区分について ・景観に関する類型区分について
第5回	平成20年7月11日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成の課題について ・桑名市景観計画の方向について
第6回	平成20年10月1日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な景観の形成に関する方針について (一般地区、重点候補地区)
第7回	平成20年11月25日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・一般地区における行為の制限に関する事項について(届出を要する行為、景観形成基準の考え方について)
第8回	平成21年1月22日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・一般地区における行為の制限に関する事項について ・眺望保全区域について
第9回	平成21年3月23日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・眺望保全区域について ・景観重要公共施設の整備等に関する事項の協議状況について ・桑名市景観計画(全体構成)について
第10回	平成21年10月22日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・景観重要公共施設の整備等に関する事項について ・桑名市景観計画(構成案)について
第11回	平成22年2月2日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・桑名市景観計画(素案)について ・景観行政団体への移行に向けた法定手続等について
第12回	平成22年7月23日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・桑名市景観づくり条例について ・重点地区指定に向けた取り組みについて ・桑名市景観審議会設置の報告
第13回	平成23年2月24日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント、都市景観審議会の報告 ・桑名市景観計画(最終案)について ・改正桑名市景観づくり条例について

用語解説

あい うえお

◆アクセント色

基本となる色に対して強調する色のこととで、壁面の一部分や形状を効果的に強調し、個性や彩りを印象づける際に使用する色のこと。

◆一般地区

景観計画区域のうち、重点地区を除く市域全域を一般地区という。

◆いぶし瓦

日本瓦は、大きく分けて、いぶし瓦と、陶器瓦に分類される。

いぶし瓦は、表面に炭素膜を形成させる独特の製法により、銀色に淡く輝く艶のあるものとなる。

◆屋外広告物

屋外広告物とは、「當時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに廣告塔、廣告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの（屋外広告物法第2条第1項）」をいう。

かきくけこ

◆外構

建築物の外まわりの構造物等のことで、門や塀、生垣、車庫、植栽などのことをいう。

◆開発行為

主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更のことをいう（都市計画法第4条第12項）。

◆切妻屋根

屋根形状のひとつで、屋根の最頂部の棟から地上に向かって二つの傾斜面をもつ山形の形状をした屋根のことをいう。

◆桑名市総合計画

総合計画とは、自治体の全ての計画の基本となる計画のこと。

本市では、平成18年9月に桑名市議会で「基本構想」が議決された。

今後10年間の市政運営の指針を示したもの。

計画では、快適、交流、自立の基本理念のもと、将来像である「水と緑と歴史が育む豊かな快適交流文化都市」の実現に向けて取り組むこととしている。

◆桑名市都市計画マスターplan

1992年（平成4年）の都市計画法改正により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（法第18条の2）のこと。

本市では、平成20年度に策定。都市づくりの整備方針を上位・関連計画を踏まえ、長期的な展望のもとに概ね20年後を想定して計画し、本市のあるべき都市構造や将来の土地利用、都市施設の整備方針等、本市がめざす都市の将来像を実現するための基本とするもの。

◆桑名市緑の基本計画

都市緑化法による「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のこと。

本市では、平成20年度に策定。都市公園や緑地の整備に関して、長期的な視野にたって概ね20年後を想定して計画し、将来確保すべき緑地の目標量、配置計画や、

実現のための施策の方針等を定めている。

◆景観計画区域

景観計画の運用対象となる区域のこと。本市の景観計画区域は、市域全域としている。

◆景観構造

都市の景観を形成している骨格となるもので、山地・丘陵地や河川・海岸などの地形、まとまりのある農地や市街地、集落などの土地利用、幹線道路や鉄道などの構造物などをいう。

◆景観重要公共施設

景観法第8条に規定された制度で、道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港等の公共施設のうち、良好な景観の形成が特に必要なもの。必要に応じて、当該公共施設管理者との協議・同意に基づき景観重要な公共施設として位置づけ、整備の方針や占用許可の基準を定めるもの。

◆景観重要建造物

景観法第19条に規定された制度で、地域の景観を特徴づける重要な建造物について、景観計画に定められた指定の方針に基づき所有者の合意を得て、景観行政団体の長が指定し、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図る建造物。

◆景観重要樹木

景観法第28条に規定された制度で、地域の景観を特徴づける重要な樹木について、景観計画に定められた指定の方針に基づき所有者の合意を得て、景観行政団体の長が指定し、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図る樹木。

◆景観整備機構

景観法第92条第1項に定められた制度、民間団体や市民による良好な景観の形成の推進を図る観点から、一定の能力を有する公益法人又はNPOについて、景観行政団体がこれを指定し、良好な景観の形成を担う主体として位置付けるもの。

◆景観地区

景観法で規定される地区のこと。市町村は、景観法で定める景観計画とは別に、良好な景観の形成を図るため、都市計画区域、準都市計画区域内に景観地区を定めることができる。

「建築物の形態意匠の制限」を定めることを必須とし、「建築物の高さの最高限度又は最低限度」「壁面の位置の制限」「建築物の敷地面積の最低限度」に関しては必要に応じて定めることにより、より確実な規制誘導が担保できる。

◆景観100選

ここでは一般的に、公的な機関等が日本全国から、高いデザイン水準を持つ都市や美しい景観を有する都市、美しい景観づくりへの取り組みを行っている都市を選定する制度のことをいう。

◆景観法

平成16年に制定された日本で初めての景観に関する総合的な法律。この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的として定められたもの。

◆形態意匠

建築物や工作物の形状、色彩、使用材料などのこと。

◆慶長の町割

慶長6（1601）年、桑名の初代藩主となった本多忠勝が、築城と一緒に町屋川と大山田川の流れを変えて堀とし、住民を退去させて城郭を造るなど、大胆なまちづくりをおこなったことをいう。

◆高規格幹線道路

道路の一種で、全国的な自動車高速交通網を形成する自動車専用道路のこと。

本市においては、東名阪自動車道、伊勢湾岸自動車道がこれにあたる。

さしすせそ

◆彩度

色彩は、捉え方の個人差を超え客観的な判断ができるよう、日本工業規格において物体色の表示方法の標準（JIS Z8721）として指定されている3つの属性（色相、明度、彩度）に基づくマンセル表色系を用いて表す。

彩度は、色の鮮やかさを数字で示すもので、数値が大きくなるに従って鮮やかさが増し、数値が低いほうが穏やかな色調となる。

無彩色の彩度は0であり、色味を増していくにしたがって数値も大きくなる。

◆里山

人々の生活に關係の深い山や農地、用水路、ため池、集落などが一体となって形成されてきた環境全体のこと。

本計画では、主に人々の生活に關係の深い山のことをいう。

◆色彩

色彩は、捉え方の個人差を超える客観的な

判断ができるよう、日本工業規格において物体色の表示方法の標準（JIS Z8721）として指定されている3つの属性（色相、明度、彩度）に基づくマンセル表色系を用いて表す。

◆ 色相

色彩は、捉え方の個人差を超える客観的な判断ができるよう、日本工業規格において物体色の表示方法の標準（JIS Z8721）として指定されている3つの属性（色相、明度、彩度）に基づくマンセル表色系を用いて表す。

色相は、色合いを色名の頭文字をとったアルファベット記号と数字の組み合わせによって色の種類を示すもので、赤（R）、黄（Y）、緑（G）、青（B）、紫（P）とその中間色として黄赤（YR）、黄緑（GY）、青緑（BG）、青紫（PB）、赤紫（RP）の合計10色を基本としている。

◆寺社林

神社や寺院を囲むように形成されている森林のこと。

◆視対象

眺望保全区域において、美しい眺めを楽しむ対象のことをいう。

多度山眺望保全区域における視対象は、多度山である。

◆視点場

眺望保全区域において、美しい眺めを楽しむための特定の場所のことをいう。

多度山眺望保全区域における視点場は、吉之丸コミュニティパークから三之丸公園周辺である。

◆修景

造園上の用語で庭園美化などを意味するが、景観では建築物や公共施設の形態意匠

を周辺のまちなみと調和させることをいう。

◆重点地区

住民主体によるまちづくりが検討されている地区、歴史的まちなみや賑わいのある街路景観が形成されているなど、景観計画区域のうち、良好な景観の形成が特に必要な地区で、今後、地域住民の合意を得て位置づける地区のこと。

◆重要伝統的建造物群保存地区

城下町、宿場町、門前町など各地に残る歴史的な集落やまちなみの保存を図るために、市町村が条例等により定める「伝統的建造物群保存地区」のうち、文化財保護法第144条の規定に基づき、特に価値が高いものとして国（文部科学大臣）が選定した地区のこと。

◆樹林地

当該土地の大部分に、樹木やその他の植物が密集して生育している土地のこと。

◆植生

ある場所に生育している、まとまりのある植物のことをいう。

◆親水空間

人が水に親しみを感じることのできる空間のこととし、河川や海岸の水際などで、人々が集い安らぐことができるよう整備された場所のこと。

◆親水性

水辺に対する親しみやすさのこと。

◆シンボルツリー

地域の景観を特徴づけるような、巨木や住民に親しまれている樹木、或いは住宅の外構に植える、大きな樹木のこと。

◆シンボルロード

都市の中心的な位置づけのある道路のこと。駅前通りなどをシンボルロードと呼ぶ場合が多い。

本市においては、八軒通りなどがこれにあたる。

◆水郷県立自然公園

木曽三川（木曽川・長良川・揖斐川）河口部と、養老山地南端の多度山を含めた区域で、1953年（昭和28年）10月1日に三重県が指定した。桑名市と桑名郡木曽岬町にまたがる自然公園。

◆スカイライン

連続した建物や山並みが、空とを区切る輪郭のこと。

◆占用許可

道路や河川などの公共施設上や上空などにおいて、工作物等を設置し、継続的に使用することに関して、当該公共施設の管理者が工作物等設置者に対し許可すること。

◆占用物

道路等は、上下水道管、ガス管などの公共施設や、電柱・電線、公衆電話所などや露店などの設置のために利用される場合がある。

このように、道路等に設置するもので、道路法などに設置の許可が定められているもののこと。

たちつてと

◆建物用途

建築物の1つの分類のこと。住宅や事務所、店舗、官公庁舎、寺院・神社・教会などがある。

◆暖色

赤（R）、黄色（Y）、黄赤色（YR）など、暖かい印象を与える色相の色彩こと。

◆地域地区制度

都市計画法に基づく制度。都市計画区域内の土地をその利用目的によって分け、建築物や土地の区画形質の変更などについて一定の制限を行い、秩序だった土地利用を誘導するもの。

この地域地区制度の中に、用途地域や高度地区などのほか、景観法で規定されている景観地区などがある。

◆地区計画

都市計画法第12条の4に定められた制度。一定の地区を対象に、地区住民の合意に基づき、地区の目指すべき将来像を定め、その実現に向けて都市計画に位置づけ「まちづくり」を進めていく手法のこと。建物の用途や壁面の位置、形態意匠或いは容積率や高さの最高限度、外構、敷地規模の最低限度などについて一定の基準を定めることができる。

◆治水

河川においては、川の流れを良くすることにより、洪水などの水害を防ぐことをいう。

洪水などの水害から人々の生命と財産を守るために、護岸整備など必要な整備を行うこと。

◆眺望保全区域

美しい眺望景観が望める区域において、視点場と視対象を結ぶ範囲の区域を眺望保全区域という。

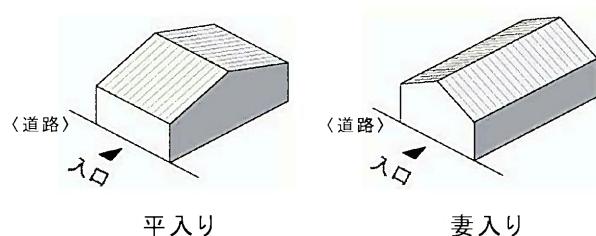
本市の第1番目の眺望保全区域は、視対象である多度山の裾野と七里の渡周辺の視点場を結ぶ範囲で囲まれた区域とし、多度

山眺望保全区域を指定している。

◆妻入り

道路沿いの建物などにおいて、道路に対する出入口の位置と建物の屋根形状との関係を表す言葉で、大きく「平入り」と「妻入り」に分類できる。

図に示すと次のとおり（出展：三重県景観計画）。



◆テナントビル

事務所ビルのうち、ビル所有者が他の者に事務所空間を貸し出す形式のもの。

◆デルタ地帯

河川河口付近で見られる地形で、河川の上流から流れてきた砂などが河口部で堆積し、形成される三角形状の地形のこと。ギリシア文字のデルタ（Δ）に似ていることから、デルタ地帯と呼ばれる。

◆道路付属施設

道路管理者が道路上の交通を安全・円滑に保つために設置する施設のことで、ガードレール、ガードパイプ、カーブミラー、道路照明、道路標識、植樹帯などがある。

◆都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に關し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的として定められた法律のこと。

◆特定届出対象行為

景観法第17条第1項に基づき、届出対象行為のうち、形態意匠に関する制限に適合しない場合、変更その他必要な措置をとることを命じることのできる行為のこと。

なにぬねの

◆ナローゲージ

狭軌の英訳で、鉄道線路のレール間隔が標準値未満のものをいう。

日本では三岐鉄道北勢線、近鉄内部・八王子線、黒部峡谷鉄道がこれにあたる。

◆ネットワーク

ここでは、「水と緑のネットワーク」として使っている。

網の目のように、道路や歩道などの経路と、公園や緑地、河川、その他の水辺などがつながりを持っている様子をいう。

◆農用地

今後おおむね10年以上にわたり農業上の利用を確保し、農業振興を図っていこうとする優良な農地のこと。

はひふへほ

◆樋門（ひもん）

雨水や水田の水などが川や水路を流れ、大きな川に合流する場合、合流する川の水位が高くなった際、水が逆流しないように設ける施設のこと。

堤防の中にコンクリートの水路を通し、そこにゲート設置する場合、樋門と呼ぶ。

◆文化財保護法

文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的として定められた法律のこと。

◆文化的景観

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のために欠くことのできないものをいう（文化財保護法第2条第1項第5号）。

◆ポケットパーク

道路わきや空き地などわずかの土地を利用した小さな公園のこと。

まみむめも

◆マンセル記号

色彩は、捉え方の個人差を超えて客観的な判断ができるよう、日本工業規格において物体色の表示方法の標準（JIS Z8721）として指定されている3つの属性（色相、明度、彩度）に基づき表記する記号のこと。

これら3つの属性の尺度を、色相、明度、彩度の順に並べ表示したもの。

◆マンセル表色系

色彩を色の3属性（色相、明度、彩度）の組み合わせにより、数値的に表すためのしくみのこと。

◆水屋

排水路も完全でなく、木曽川の堤防が切れて浸水することが多かった明治の頃に形成されたもの。

一般的には倉庫として使用され、洪水の際には避難する住居として使われる。

◆見付面積

建築物の壁面の、各面から見える鉛直投影面積のこと。

◆無彩色

白や黒、灰など色相をもたないもの。明度のみで色を示すことになるため「N9」などのように最初にニュートラルの意味を

示す「N」をつけて表記する。

◆明度

色彩は、捉え方の個人差を超え客観的な判断ができるよう、日本工業規格において物体色の表示方法の標準（JIS Z8721）として指定されている3つの属性（色相、明度、彩度）に基づくマンセル表色系を用いて表す。

明度は明るさを数字で示し、数値が大きい方が明るい色となる。理論上の完全吸収の黒を0、完全反射の白を10で示し、その間を10分割して明るさを段階的に示す。

や ゆ よ

◆ユニバーサルデザイン

「いつでも、どこでも、自由に、使いやすい」ことを求める考え方。

老若男女の差、障がいや能力の差を問わず全ての人にとって使いやすさを追求すること。

◆擁壁

山の斜面を切り崩したり、土を盛ったりする際に形成される斜面の土が崩れるのを防ぐために設けられる壁のような構造物のこと。

ら り る れ ろ

◆ランドマーク

地域の景観を特徴づけるような目印や象徴的な地形、橋、塔、建造物、樹木などのこと。

◆陸屋根

屋根の形状の一つ。傾斜の無い平らな屋根のこと。「陸」とは「平ら」との意味である。

◆稜線

谷と谷に挟まれた山地の一番高い部分の連なりのこと。尾根、山稜とも言う。

◆緑化重点地区

緑の基本計画において、「緑化の推進を重点的に図るべき地区」として位置づけされている地区のこと。公園緑地等の整備、緑化を重点的に推進していく地区。

本市では、中心市街地地区、多度山・多度大社周辺地区などが指定されている。

◆ルーバー

細長い板を、隙間をあけて平行に組んだもの。板の取付角度によって、風・雨・光・人の目線などを遮断したり透過したりすることができる。

◆連子格子

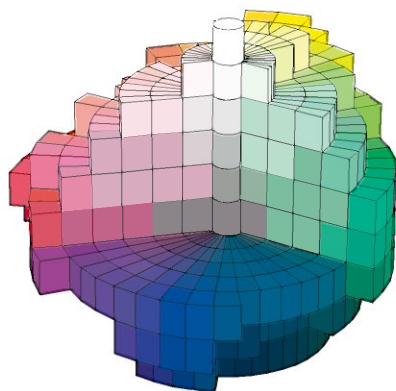
通りから室内が見えにくくするように、細い角材を縦に並べ、その格子間の間隔を格子の部材幅寸法の1～3倍ほどとったもの。

わ を ん

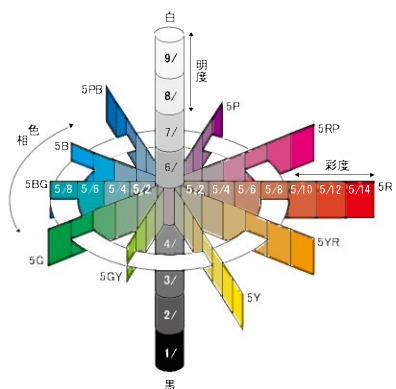
◆輪中

岐阜県南部と三重県北部、愛知県西部の木曽三川（木曽川、長良川、揖斐川）とその支流域に存在した堤防で囲まれた構造或いはその集落のこと。

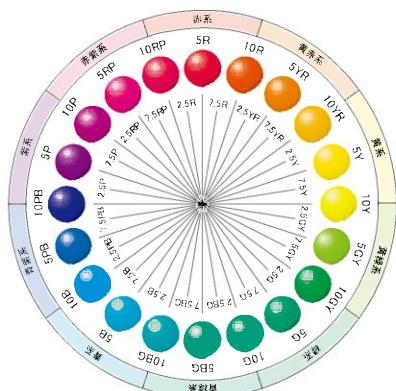
マンセル表色系について



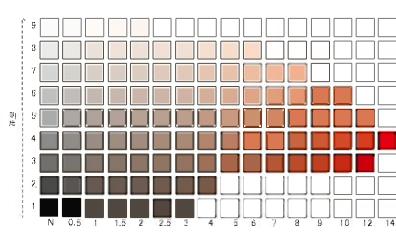
■図 マンセル色立体の断面



■図 マンセル色立体の構造



■図 マンセル色相環



■図 等色相面(5R) の明度と彩度

マンセル表色系は「色相(Hue)」、「明度(Value)」、「彩度(Chroma)」の3つの属性の組み合わせによってひとつの色を表すシステムです。

(1) 色相

色相は色合いを色名の頭文字をとったアルファベット記号と数字の組み合わせによって示す仕組みになっています。赤(R)・黄(Y)・緑(G)・青(B)・紫(P)の5つの基本色と、その中間にいる黄赤(YR)・黄緑(GY)・青緑(BG)・青紫(PB)・赤紫(RP)からなる10色相によって色相環を構成し、それをさらに細分化するために0から10までの数値を組み合わせて全体を100分割しています。

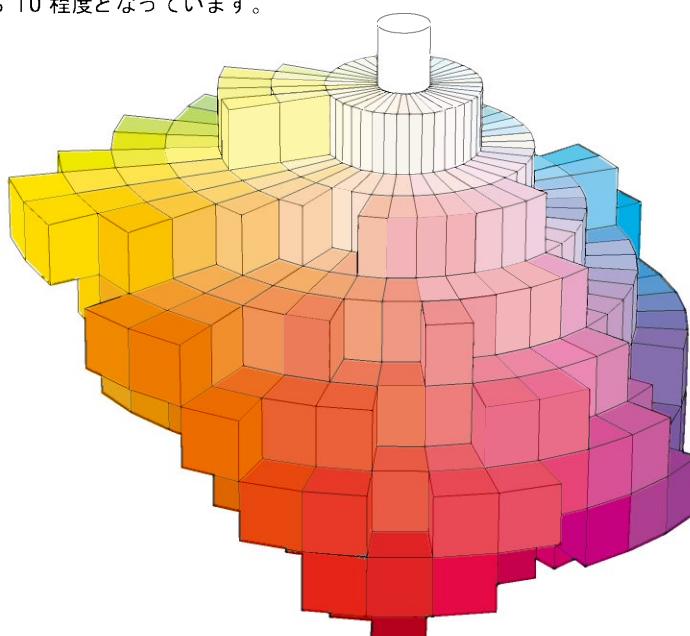
例えば、赤(R)系色相の5の位置にある5Rの色相の位置には、図「等色相面 5R」の明度と彩度に示すような色彩が含まれます。

(2) 明度

明度は明るさを0から10の数値で示し、数値が大きくなるに従って明るさが増す仕組みになっています。理論上の完全吸収の黒を0、完全反射の白を10で示し、その間を10分割して明るさを段階的に示します。色相をもたない無彩色は、明度のみで色を示すことになるため「N9」などのように最初にニュートラルの意味を示す「N」をつけて表記します。

(3) 彩度

彩度は鮮やかさを数字で示し、数値が大きくなるに従って鮮やかさが増す仕組みになっています。無彩色の彩度は0であり、色味を増していくにしたがって数値も大きくなっています。各色相で最も鮮やかな色彩を示す最高彩度は色相によって異なり、JS標準色票では、赤・黄系の最高彩度が14程度、青系の最高彩度が8から10程度となっています。



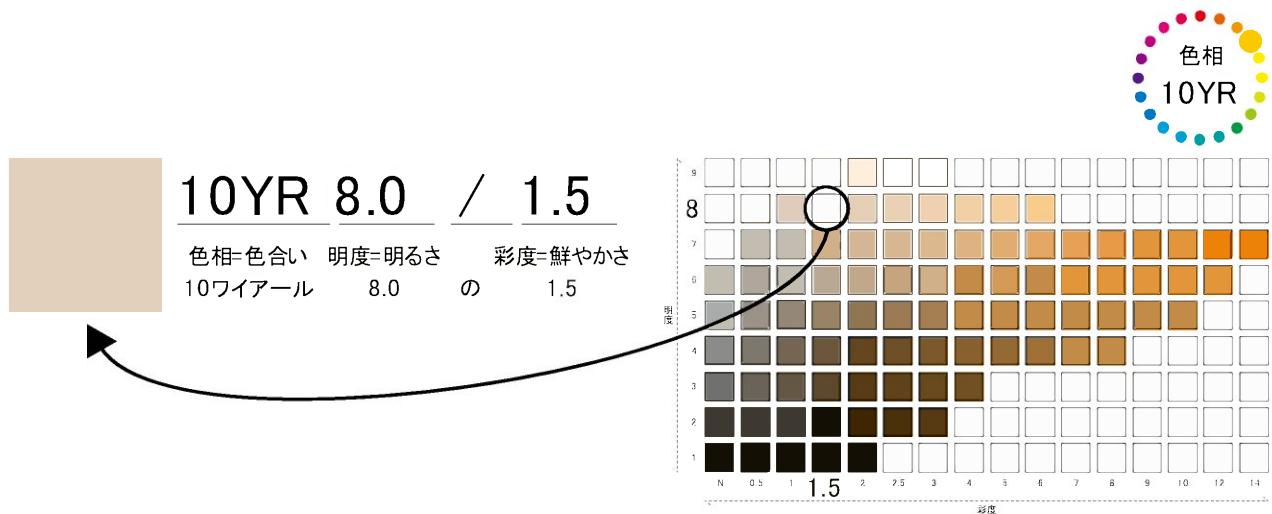
■図 マンセル色立体

(4) マンセル記号

以上のように、マンセル表色系は、色相、明度、彩度の要素からなる色の三属性によって構成される立体として考えることができ、そこに実際の色を配してみると「マンセル色立体」のようになります。

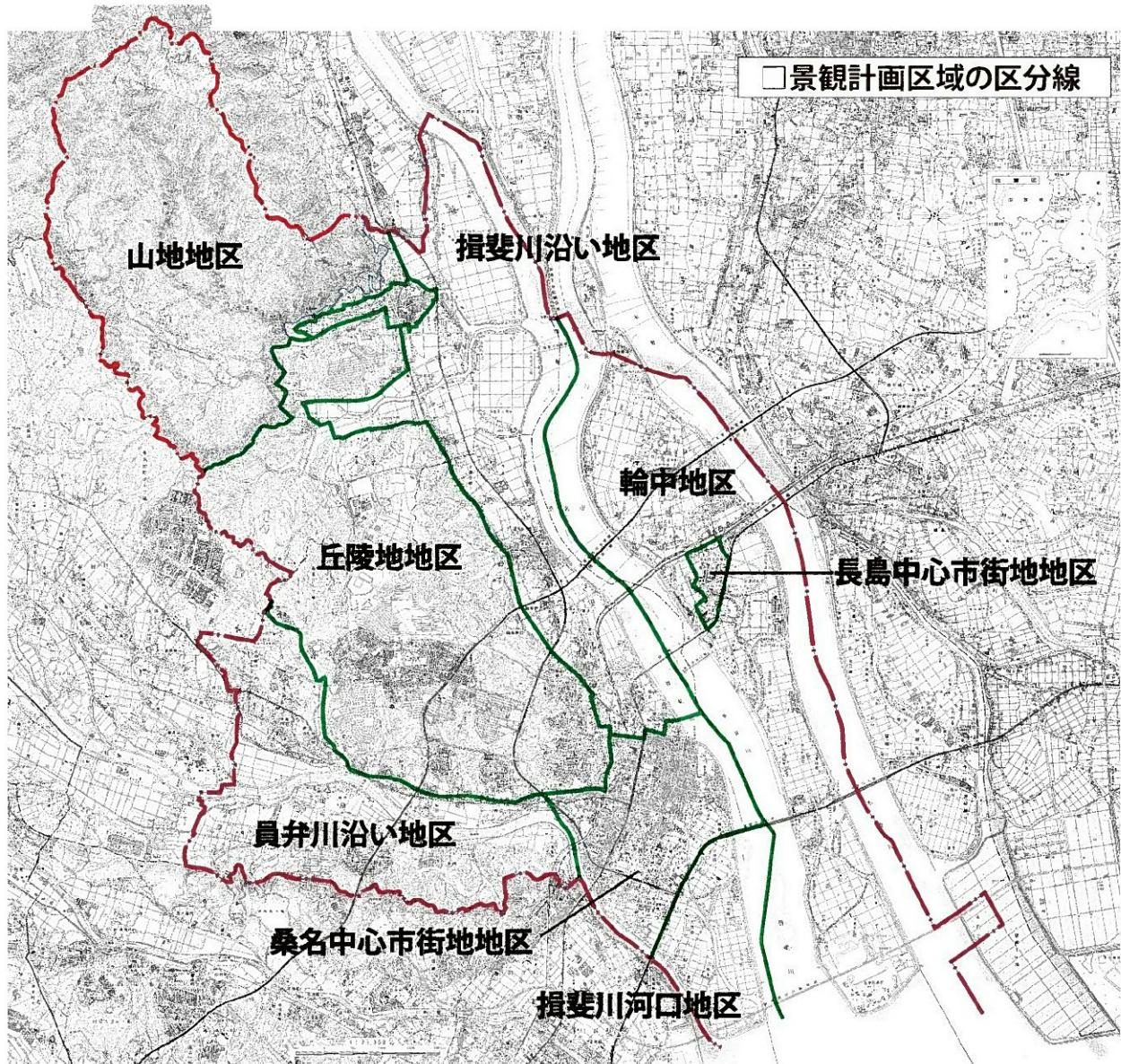
これら3つの属性の尺度を、色相、明度、彩度の順に並べたものがマンセル記号です。

次の例の色彩は、10YRの色相に属し、明度が8.0、彩度が1.5であることから「10YR8.0/1.5」と記し、「10ワイアール、8.0の1.5」と読みます。



■図 マンセル記号による色彩の表示方法

参考 景観計画区域図



桑名市景観計画

発行 平成23年10月
発行者 桑名市
〒511-8601 桑名市中央町2丁目37番地
電話 (0594) 24-1223
編集 桑名市都市整備部都市整備課